

高压ガス保安法
申請・届出等の手引き
(冷凍則・コンビ則を除く。)

横浜市消防局

令和8年2月

目 次

<第1章 高圧ガスの製造関係>

1 製造許可申請(第一種製造者)	1
2 製造開始届(第一種製造者)	2
3 危害予防規程届(第一種製造者)	2
4 保安統括者届・保安統括者代理者届(第一種製造者)	3
5 保安技術管理者届・保安主任者等届(第一種製造者)	3
6 保安監督者届(第一種製造者)	3
7 製造施設等変更許可申請(第一種製造者)	4
8 製造施設軽微変更届(第一種製造者)	4
9 第一種製造事業承継届	5
10 製造事業届(第二種製造者)	5
11 保安統括者届等について(第二種製造者)	6
12 製造施設等変更届(第二種製造者)	6
13 第二種製造事業承継届	7
14 製造廃止届(第一種及び第二種製造者共通)	7

<第2章 高圧ガスの貯蔵関係>

1 第一種貯蔵所設置許可申請	8
2 第一種貯蔵所位置等変更許可申請	9
3 第一種貯蔵所軽微変更届	10
4 第二種貯蔵所設置届	10
5 第二種貯蔵所位置等変更届	10
6 第一種貯蔵所承継届	11
7 貯蔵所廃止届(第一種及び第二種貯蔵所共通)	11

<第3章 完成検査・保安検査関係>

1 製造施設完成検査申請	12
2 第一種貯蔵所完成検査申請	12
3 完成検査受検届	13
4 工事完了届	13
5 保安検査申請	13
6 保安検査受検届	14
7 製造施設休止届	14

<第4章 高圧ガスの消費関係>

1	特定高压ガス消費届	15
2	特定高压ガス取扱主任者選解任届	16
3	特定高压ガス消費施設変更届	16
4	特定高压ガス消費者承継届	17
5	特定高压ガス消費廃止届	17

<第5章 高圧ガスの販売関係>

1	高压ガス販売事業届	18
2	高压ガス販売主任者届	18
3	販売に係る高压ガスの種類変更届	18
4	高压ガス販売事業承継届	18
5	高压ガス販売事業廃止届	19

<第6章 高圧ガス容器関係>

1	特別充填許可申請	20
2	特別充填包括許可に係る特別充填報告	20
3	高压ガスの種類又は圧力変更申請	21

<第7章 容器検査所関係>

1	容器検査所登録申請	22
2	検査主任者届	22
3	容器検査所登録更新申請	22
4	容器検査所登録票の返納	23
5	容器検査所廃止届	23

<第8章 その他>

1	高压ガス充填届	24
2	独立した製造設備等の撤去等の報告	24
3	高压ガス関係変更届	25
4	証明願	25
5	許可申請等取下届	26
6	事故届	26

用語の定義について

法とは・・・・・・・高压ガス保安法
(昭和26年6月7日法律第204号)

政令とは・・・・・・・高压ガス保安法施行令
(平成9年2月19日政令第20号)

一般則とは・・・・・・・一般高压ガス保安規則
(昭和41年5月25日通商産業省令第53号)

液石則とは・・・・・・・液化石油ガス保安規則
(昭和41年5月25日通商産業省令第52号)

容器則とは・・・・・・・容器保安規則
(昭和41年5月25日通商産業省令第50号)

国際容器則とは・・・・・国際相互承認に係る容器保安規則
(平成28年6月30日経済産業省令第82号)

特定高压ガスとは・・・・政令第7条に規定する高压ガス

要綱様式とは・・・・・法令に様式の定めのない事項、行政指導による届出又は報告及び許可の証明等の際に使用する横浜市高压ガス保安法事務処理要綱(平成30年3月30日消保安第524号)で定められた様式

第一種ガスとは・・・・ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(難燃性を有するものとして一般則第101条で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。)又は空気

第一種製造者とは・・・・法第5条第1項第1号の許可を受けた者

第二種製造者とは・・・・法第5条第2項第1号に掲げる者

認定指定設備とは・・・・法第56条の7第2項の認定を受けた設備

添付資料について

複数の許可申請又は届出を同時に行う場合で添付書類が重複している場合は、一方の許可申請又は届出に重複するため省略した旨を明記した書類(一覧表等)を添付することで重複する添付書類を省略することができます。

提出部数について

申請及び届出とともに正・副2部の提出。ただし、完成検査を伴う許可申請について、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で完成検査を受検する場合は、3部提出してください。

使用する様式について

必要書類に「一般則様式第〇又は液石則様式第〇」等の記載がある手続きについては、事業所が適用される規則の様式を使用して下さい。

申請及び届出窓口について

横浜市消防局予防部保安課 火薬・ガス保安係

- | | |
|------------------|----------------------|
| ・住所 | ・電話：045-334-6407 |
| 〒240-0001 | ・FAX：045-334-6610 |
| 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-20 | ・受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く。） |
| 消防本部庁舎 | 8：45～17：00 |
| （相鉄線「星川」駅より徒歩2分） | |

<第1章 高圧ガスの製造関係>

1 製造許可申請(第一種製造者：法第5条第1項)

○ 申請について

圧縮、液化その他の方法により一日に処理することができるガスの容積が100立方メートル(※)以上の設備(認定指定設備を除く。)を使用して高圧ガスの製造をしようとする者は、事業所ごとに市長の許可が必要となります。

なお、事業譲渡による新規許可の場合を除き、工事完了後に完成検査を受検する必要があります。(「第3章 1 製造施設完成検査申請」参照)

※ 第一種ガスのみを製造する場合にあっては、300立方メートル
第一種ガス及びそれ以外のガスを製造する場合にあっては、一般則第102条により算定した値

◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス製造許可申請書(一般則様式第1又は液石則様式第1)
- (2) 製造計画書(参考様式第1号)
 - ア 製造の目的等
 - イ 処理設備の処理能力及び貯蔵設備の貯蔵能力(計算書を添付すること。)
 - ウ 処理設備等の性能
 - エ 容器置場面積
 - オ 完成検査予定年月日及び受検機関
- (3) 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類
 - ア 技術基準適合表
 - イ 事業所案内図(保安距離が敷地外に及ぶ場合は、保安物件の状況及び保安距離を記載すること。)
 - ウ 事業所全体平面図(事業所の敷地境界、出入口及び警戒標の掲示位置を記載すること。)
 - エ 製造施設の配置図 ※1
 - オ フローシート又は配管図 ※2
 - カ 機器等の一覧表
 - キ 弁類一覧表
 - ク 配管一覧表
 - ケ 単体機器構造図
 - コ 容器置場構造図
 - サ 強度計算書 ※3
 - シ 保安設備等の仕様書又は計算書 ※4

(カ～ク)

特定設備、指定設備及び大臣認定品の使用の有無を明記すること。(参考様式第2-1～2-13号機器リスト)

- ス 耐震設計構造物に係る計算書(耐震設計が必要となる設備等に限る。)
- セ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面(鉄筋の配置図及びコンクリートの圧縮強度等)
- ソ 移設等に係る高圧ガス設備の使用経歴及び保管状態の記録(該当設備がある場合のみ)
 - ※1 第一種・第二種設備距離及び置場距離並びに火気との距離、ローリー停止位置、安全弁放出管並びにその開口部の位置等が記載されている図面
 - ※2 以下の内容が記載されている図面
 - (1) 機器、配管、安全弁、弁類、圧力計、温度計、自動制御方法及び除害設備等の区分や名称等が記載されている図面
 - (2) 設計温度、設計圧力、常用温度、常用圧力、流体名及び流体方向が記載されている図面(温度・圧力等の区分を色分け等により明記すること。)
 - ※3 機器、配管、安全弁、弁類、液面計、流量計及び継手等の強度計算書(特定設備、指定設備及び大臣認定品については、設計圧力及び設計温度等を機器等の一覧表から確認できるものは除く。)
 - ※4 除害設備、防消火設備及び散水設備の能力並びにガス漏洩検知警報設備、緊急遮断弁、自動制御装置のシーケンス及び作動設定値並びに安全弁放出面積、防液堤容量及び電気設備の防爆性能等の仕様書又は計算書

2 製造開始届(第一種製造者:法第21条第1項)

- 届出について
第一種製造者が製造を開始したときは、遅滞なくその旨の届出が必要となります。
- ◇ 必要書類
高压ガス製造開始届書(一般則様式第23又は液石則様式第22)

3 危害予防規程届(第一種製造者:法第26条第1項)

- 届出について
新たに第一種製造者になったとき又は第一種製造者が危害予防規程を変更したときは、届出が必要となります。
- ◇ 必要書類
 - (1) 危害予防規程届書(一般則様式第32又は液石則様式第31)
 - (2) 危害予防規程
一般則第63条(液石則第61条)の第2項各号、第5項及び第9項に定める事項を記載したもの(第5項及び第9項は、該当する事業所に限る。)
 - (3) 危害予防規程の変更の場合は、変更明細書(新旧対照表等)

4 保安統括者届・保安統括者代理者届(第一種製造者：法第27の2第5項・第33条第3項)

○ 届出について

保安統括者又は保安統括者代理者を選任又は解任したときは、遅滞なく届出が必要となります。

なお、廃止届により施設を廃止した場合の解任届は不要です。

◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス保安統括者届書(一般則様式第33又は液石則様式第32)又は高圧ガス保安統括者代理者届書(一般則様式第37又は液石則様式第36)
- (2) 選任者の経歴書(参考様式第3号)
- (3) 選任される者の資格免状の写し(有資格者を選任する場合)
- (4) 保安組織図(保安統括者等の氏名を記載すること。)

5 保安技術管理者等届・保安主任者等届(第一種製造者：法第27条の2第6項・第27条の3第3項)

○ 届出について

保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任の届出は、その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの期間内の選任又は解任について、当該期間終了後遅滞なく届出が必要となります。(選任又は解任の都度でも可)

なお、廃止届等により施設を廃止した場合の解任届は不要です。

◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス保安技術管理者等届書(一般則様式第33の2又は液石則様式第32の2)
又は高圧ガス保安主任者等届書(一般則様式第34又は液石則様式第33)
- (2) 選任者の経歴書(参考様式第3号)
- (3) 選任される者の資格免状の写し
- (4) 保安組織図(保安係員等の氏名を記載すること。)

6 保安監督者届(第一種製造者)

○ 届出について

一般則第64条第2項又は液石則第62条第2項により、製造に係る保安について監督させる者を選任又は解任したときは、「保安監督者届書(要綱様式第11号)」により届出をして下さい。

なお、廃止届等により施設を廃止した場合の解任に係る手続きは不要です。

◇ 必要書類

- (1) 保安監督者届書(要綱様式第11号)
- (2) 選任者等の経歴書(参考様式第3号)
- (3) 資格免状が必要な場合は選任される者の資格免状の写し

7 製造施設等変更許可申請(第一種製造者：法第14条第1項)

○ 申請について

第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、市長の許可が必要となります(軽微な変更工事に該当する場合を除く。)。

なお、完成検査が不要な工事を除き、工事完了後に完成検査を受検する必要があります。(「第3章 1 製造施設完成検査申請」参照)

◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス製造施設等変更許可申請書(一般則様式第4又は液石則様式第4)
- (2) 製造施設等変更明細書(参考様式第4号)
 - ア 変更の目的
 - イ 変更前後の処理能力及び貯蔵能力(計算書を添付すること。変更がない場合は、その旨を記載すること。)
 - ウ 変更前後の容器置場面積(変更がない場合は、その旨を記載すること。)
 - エ 完成検査予定年月日及び受検機関
- (3) 変更部分が、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類(変更のあった部分については、変更前及び変更後のものを添付すること。)
 - ア 技術基準適合表(変更がない部分には、その旨を記載すること。)
 - イ 変更内容に応じて、「第1章 1 製造許可申請(3)イ～ゾ」に記載の書類

8 製造施設軽微変更届(第一種製造者：法第14条第2項)

○ 届出について

第一種製造者は、軽微な変更の工事の完了後、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス製造施設軽微変更届書(一般則様式第5又は液石則様式第5)
- (2) 変更する設備の明細書(参考様式第4号)
 - ア 変更の目的
 - イ 変更の内容を記載した書面等(変更する設備機器の一覧表等)
- (3) 変更部分が法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類(変更のあった部分については、変更前及び変更後のものを添付すること。)
 - ア 事業所平面図
 - イ 製造施設配置図
 - ウ 工程図(フローシート)
 - エ 認定試験者試験等成績書等の写し

- オ 耐圧及び気密試験記録、肉厚測定記録、各設備の作動試験記録等
カ その他変更内容に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

9 第一種製造事業承継届(第一種製造者：法第10条)

- 届出について
第一種製造者の地位を承継した者は、遅滞なく届出が必要となります。
※ 相続、合併又は分割以外の譲渡等の場合は、法第5条の許可が必要となります。
- ◇ 必要書類
- (1) 第一種製造事業承継届書(一般則様式第3又は液石則様式第3)
(2) 承継の事実を証する書面(写しの提出でも可)
- ア 合併又は分割の場合
合併若しくは分割契約書又は登記事項証明書等、合併又は分割の事実を証明する書面
- イ 相続の場合
相続人の同意書(相続人が2人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に関する全員の同意書が必要)及び被承継者の戸籍謄本

10 製造事業届(第二種製造者:法第5条第2項第1号)

- 届出について
第二種製造者は、高圧ガス製造事業開始の20日前までに届出が必要となります。
- ◇ 必要書類
- (1) 高圧ガス製造事業届書(一般則様式第2又は液石則様式第2)
(2) 製造計画書(参考様式第1号)
- ア 製造の目的等
イ 処理設備の処理能力及び貯蔵設備の貯蔵能力(計算書を添付すること。)
ウ 処理設備等の性能
エ 容器置場面積
- (3) 法第12条第1項及び第2項の技術上基準に適合していることを示す図面及び図書類
ア 「第1章 1 製造許可申請(3)ア～ソ」と同様の書類
イ ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガス設備の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項(特定設備にあっては特定設備検査合格証、指定設備にあっては指定設備認定証、大臣認定品にあっては認定試験者試験等成績書)の写し
※ 届出時に添付ができない書類(耐圧及び気密試験記録、肉厚測定記録、各機器の作動試験記録等)は、事業所の責任のもと、アの書類と一緒に保管すること。

11 保安統括者届等について(第二種製造者：法第27の2第5項等)

○ 届出について

第二種製造者のうち、可燃性ガス(液化石油ガスを含む。)の液化ガスを加圧するためのポンプを設置する者であって処理能力が30立方メートル以上の処理設備を設置する者は、保安統括者、保安統括者代理者、保安技術管理者及び保安係員の選任が必要となります。

手続きについては、「第1章 4 保安統括者届・保安統括者代理者届」及び「第1章 5 保安技術管理者等届・保安主任者等届」を参照してください(保安主任者及び保安企画推進員の部分を除く。)。

12 製造施設等変更届(第二種製造者:法第14条第4項)

○ 届出について

第二種製造者が、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ届出が必要となります。

◇ 必要書類

(1) 高圧ガス製造施設等変更届書(一般則様式第6又は液石則様式第6)

(2) 製造施設等変更明細書(参考様式第4号)

ア 変更の目的

イ 変更前後の処理能力及び貯蔵能力(計算書を添付すること。変更がない場合は、その旨を記載すること。)

ウ 変更前後の容器置場面積(変更がない場合は、その旨を記載すること。)

(3) 変更部分が、法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類(変更のあった部分については、変更前及び変更後のものを添付すること。)

ア 技術基準適合表(変更がない部分には、その旨を記載すること。)

イ 変更内容に応じて、「第1章 1 製造許可申請(3)イ～ゾ」に記載の書類

ウ ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガス設備の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項(特定設備にあっては特定設備検査合格証、指定設備にあっては指定設備認定証、大臣認定品にあっては認定試験者試験等成績書)の写し

※ 届出時に添付ができない書類(耐圧及び気密試験記録、肉厚測定記録、各機器の作動試験記録等)は、事業所の責任のもと、アの書類と一緒に保管すること。

13 第二種製造事業承継届(第二種製造者：法第10条の2)

○ 届出について

第二種製造者の地位を承継した者は、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

(1) 第二種製造事業承継届書(一般則様式第3の2又は液石則様式第3の2)

(2) 承継の事実を証する書面(写しの提出でも可)

ア 合併又は分割の場合

合併若しくは分割契約書又は登記事項証明書等、合併又は分割の事実を証明する書面

イ 相続の場合

相続人の同意書(相続人が2人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に關わる全員の同意書が必要)及び被承継者の戸籍謄本

ウ 事業譲渡の場合

譲渡契約書等、譲渡の事実を証明する書面

14 製造廃止届(第一種及び第二種製造者共通：法第21条第1項、第2項)

○ 届出について

高圧ガスの製造を廃止したときは、遅滞なくその旨の届出が必要となります。

◇ 必要書類

(1) 高圧ガス製造廃止届書(一般則様式第24又は液石則様式第23)

(2) 高圧ガス製造許可書の原本又は写し(第一種製造者のみ)

(3) 高圧ガス製造事業届書の写し(第二種製造者のみ)

<第2章 高圧ガスの貯蔵関係>

1 第一種貯蔵所設置許可申請(法第16条第1項)

○ 申請について

容積1000立方メートル(※)以上の高圧ガスを貯蔵するときは、市長の許可が必要となります。(液化ガスは10キログラムを容積1立方メートルとみなします。)

なお、工事完了後に完成検査を受検する必要があります。(「第3章 2 第一種貯蔵所完成検査申請」参照)

※ 第一種ガスのみを貯蔵する場合にあっては、3000立方メートル
第一種ガス及びそれ以外のガスを貯蔵する場合にあっては、一般則第103条により算定した値

◇ 必要書類

(1) 第一種貯蔵所設置許可申請書(一般則様式第7又は液石則様式第7)

(2) 貯蔵計画書(参考様式第5号)

ア 貯蔵の目的、貯蔵する高圧ガスの種類及び貯蔵の方法

イ 貯蔵量及び貯蔵設備の貯蔵能力(計算書を添付すること。)

ウ 容器置場面積

エ 完成検査予定年月日及び完成検査受検機関

(3) 法第16条第2項の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類

ア 技術基準適合表

イ 貯蔵所案内図(保安距離が敷地外に及ぶ場合は、保安物件の状況及び保安距離も記載すること。)

ウ 貯蔵所配置図 ※1

エ 貯蔵所設計図及び容器置場構造図

オ 貯蔵設備等のフローシート ※2

カ 機器等の一覧表

キ 弁類一覧表

ク 配管一覧表

ケ 単体機器構造図

コ 強度計算書 ※3

(カ～ク)

特定設備、指定設備、及び大臣認定品の使用の有無を明記すること。(参考様式例第2-1～2-13号 機器リスト)

サ 保安用設備等の仕様書 ※4

シ 耐震設計構造物に係る計算書(耐震設計が必要な設備等に限る。)

ス 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面(鉄筋の配置図及びコンクリートの圧縮強度等)

セ 移設等に係る高圧ガス設備の使用経歴及び保管状態の記録(該当設備がある場合のみ)

※1 第一種・第二種設備距離及び置場距離並びに火気との距離、ローリー停止位置、安全弁放出管並びにその開口部の位置等が記載されている図面

※2 以下の内容が記載されている図面

(1) 機器、配管、安全弁、弁類、圧力計、温度計、自動制御方法及び除害設備等の区分並びに名称が記載されている図面

(2) 設計温度、設計圧力、常用温度、常用圧力及び流体名並びに流体方向等が記載されている図面(温度・圧力等の区分を色分け等により明記すること。)

※3 機器、配管、安全弁、弁類、液面計、流量計及び継手等の強度計算書(特定設備、指定設備及び大臣認定品については、設計圧力及び設計温度等を機器等の一覧表から確認できるものは除く。)

※4 除害設備、防消火設備及び散水設備の能力並びにガス漏洩検知警報設備、緊急遮断弁、自動制御装置のシーケンス及び作動設定値並びに安全弁放出面積、防液堤容量及び電気設備の防爆性能等の仕様書又は計算書

2 第一種貯蔵所位置等変更許可申請(法第19条第1項)

○ 申請について

第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、市長の許可が必要となります。

なお、完成検査が不要な工事を除き、工事完了後に完成検査を受検する必要があります。(「第3章 2 第一種貯蔵所完成検査申請」参照)

◇ 必要書類

(1) 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書(一般則様式第10又は液石則様式第10)

(2) 貯蔵所位置等変更明細書(参考様式第6号)

ア 変更の目的

イ 貯蔵の目的、貯蔵する高圧ガスの種類及び貯蔵の方法

ウ 変更前後の貯蔵量及び貯蔵設備の貯蔵能力(計算書を添付すること。変更がない場合は、その旨を記載すること。)

エ 変更前後の容器置場面積(変更がない場合は、その旨を記載すること。)

オ 完成検査予定年月日及び完成検査受検機関

(3) 変更部分が、法第16条第2項の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類(変更のあった部分については、変更前及び変更後のものを添付すること。)

ア 技術基準適合表(変更がない部分には、その旨を記載すること。)

イ 変更内容に応じて「第2章 1 第一種貯蔵所設置許可申請(3) イ～セ」に記載の書類

3 第一種貯蔵所軽微変更届(法第19条第2項)

○ 届出について

第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、軽微な変更の工事の完了後、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 第一種貯蔵所軽微変更届書(一般則様式第11又は液石則様式第11)
- (2) 貯蔵所位置等変更明細書(参考様式第6号)
 - ア 変更の目的
 - イ 変更内容を記載した書面等(変更する設備機器の一覧表等)
- (3) 変更部分が、法第16条第2項の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類(変更のあった部分については、変更前及び変更後のものを添付すること。)
 - ア 事業所平面図
 - イ 貯蔵所配置図
 - ウ 変更前後の工程図(フローシート)
 - エ 認定試験者試験等成績書等の写し
 - オ 耐圧及び気密試験記録、肉厚測定記録、各設備の作動試験記録等
 - カ その他変更内容に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

4 第二種貯蔵所設置届(法第17条の2第1項)

○ 届出について

容積300立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ、届出が必要となります。(液化ガスは10キログラムを容積1立方メートルとみなします。)

◇ 必要書類

- (1) 第二種貯蔵所設置届書(一般則様式第9又は液石則様式第9)
- (2) 貯蔵計画書(参考様式第5号)
 - ア 貯蔵の目的、貯蔵する高圧ガスの種類及び貯蔵の方法
 - イ 貯蔵量及び貯蔵設備の貯藏能力(計算書を添付すること。)
 - ウ 容器置場面積
- (3) 法第18条第2項の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類
※ 「第2章 1 第一種貯蔵所設置許可申請 (3)ア～セ」と同様の書類

5 第二種貯蔵所位置等変更届(法第19条第4項)

○ 届出について

第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 第二種貯蔵所位置等変更届書(一般則様式第12又は液石則様式第12)
- (2) 貯蔵所位置等変更明細書(参考様式第6号)

- ア 変更の目的
 - イ 貯蔵の目的、貯蔵する高圧ガスの種類及び貯蔵の方法
 - ウ 変更前後の貯蔵量及び貯蔵設備の貯蔵能力(計算書を添付すること。変更がない場合は、その旨を記載すること。)
 - エ 変更前後の容器置場面積(変更がない場合は、その旨を記載すること。)
- (3) 変更部分が、法第18条第2項の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書類(変更のあった部分については、変更前及び変更後のものを添付すること。)
- ア 技術基準適合表(変更がない部分には、その旨を記載すること。)
 - イ 変更内容に応じて「第2章 1 第一種貯蔵所設置許可申請 (3)イ～セ」に記載の書類

6 第一種貯蔵所承継届(法第17条第2項)

- 届出について

第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨の届出が必要となります。

なお、第二種貯蔵所は承継規定がないため、「高圧ガス関係変更届書(要綱様式第40号)」を提出して下さい(「第8章 3 高圧ガス関係変更届」参照)。
- ◇ 必要書類
 - (1) 第一種貯蔵所承継届書(一般則様式第8又は液石則様式第8)
 - (2) 承継の事実を証する書面(写しの提出でも可)
 - ア 合併又は分割の場合

合併若しくは分割契約書又は登記事項証明書等、合併又は分割の事実を証明する書面
 - イ 相続の場合

相続人の同意書(相続人が2人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に関する全員の同意書が必要)及び被承継者の戸籍謄本
 - ウ 事業譲渡の場合

譲渡契約書等、譲渡の事実を証明する書面

7 貯蔵所の廃止届(第一種及び第二種貯蔵所共通:法第21条第4項)

- 届出について

第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所の用途を廃止したときは、遅滞なく届出が必要となります。
- ◇ 必要書類
 - (1) 貯蔵所廃止届書(一般則様式第25又は液石則様式第24)
 - (2) 高圧ガス貯蔵所設置許可書の原本又は写し(第一種貯蔵所のみ)又は第二種貯蔵所設置届の写し

<第3章 完成検査・保安検査関係>

1 製造施設完成検査申請(第一種製造者：法第20条第1項又は第3項)

○ 申請について

許可を受けた設置又は変更工事(特定変更工事に限る。)を完了したときは、完成検査を受ける必要があります。

なお、これに合格した後でなければ、使用することはできません。

ただし、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受け、その旨を届け出した場合を除きます。

◇ 必要書類((2)～(10)については申請時に添付又は完成検査時に提出すること。)

- (1) 製造施設完成検査申請書(一般則様式第13又は液石則様式第13)
- (2) 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験等成績証明書又は委託検査成績証明書若しくは成績書
- (3) 耐圧及び気密試験結果報告書(特定設備及び認定品等を除く。)
- (4) 非破壊検査の記録(特定設備及び認定品等を除く。)
- (5) 材料証明書
- (6) 計器類、保安設備等の作動及び検査記録等
- (7) 基礎工事(障壁設置工事含む。)に係る配筋状況等の記録(写真等)
- (8) 認定品等の位置、圧力区分、溶接箇所及び非破壊検査箇所を記載したフローシート
- (9) 肉厚測定記録書
- (10) その他許可申請内容を証明する書面等

2 第一種貯蔵所完成検査申請(法第20条第1項又は第3項)

○ 申請について

許可を受けた設置又は変更工事(特定変更工事に限る。)を完了したときは、完成検査を受ける必要があります。

なお、これに合格した後でなければ、使用することはできません。

ただし、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受け、その旨を届け出した場合を除きます。

◇ 必要書類((2)については申請時に添付するか、又は完成検査時に提出すること。)

- (1) 第一種貯蔵所完成検査申請書(一般則様式第14又は液石則様式第14)
- (2) 「第3章 1 製造施設完成検査申請(2)～(10)」と同様の書類

3 完成検査受検届(第一種製造者又は第一種貯蔵所：法第20条第1項又は第3項)

○ 届出について

第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者又は占有者が、高压ガス保安協会又は指定完成検査機関において完成検査を受検したときは、その旨の届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 完成検査受検届(受検先により様式が異なります。)

ア 高压ガス保安協会において受検した場合(一般則様式第17又は液石則様式第17)

イ 指定完成検査機関において受検した場合(一般則様式第18又は液石則様式第18)

- (2) 完成検査証の写し

4 工事完了届(第一種製造者又は第一種貯蔵所)

○ 届出について

法第20条第3項の経済産業省令で定める変更の工事(完成検査を要しない変更工事を完了したときは、「工事完了届書(要綱様式第20号)」により届出をして下さい。

◇ 必要書類

- (1) 工事完了届書(要綱様式第20号)
(2) 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証又は認定試験者試験等成績書等
(3) 完成時に実施した作動及び検査記録等

5 保安検査申請(第一種製造者：法第35条第1項)

○ 申請について

第一種製造者は、高压ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設(特定施設)について、定期に、保安検査を受ける必要があります。

ただし、高压ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査を受け、その旨を届け出た場合を除きます。

◇ 必要書類

- (1) 保安検査申請書(一般則様式第38又は液石則様式第37)
(2) 保安検査対象設備の詳細が分かる書面

※ 事業所の全施設(保安検査対象外施設も含む。)について記載し、保安検査対象設備の処理量を明確にすること。また、高压ガス製造施設(開放検査を行う貯槽を含む。)ごとの処理設備、処理量、前回の保安検査年月日及び当該年度の保安検査予定日についても記載すること。

6 保安検査受検届(第一種製造者：法第35条第1項ただし書き)

○ 届出について

高压ガス保安協会又は指定保安検査機機関の保安検査を受けたときはその旨の届出が必要です。

◇ 必要書類

(1) 保安検査受検届(受検先により様式が異なります。)

ア 高圧ガス保安協会において受検した場合(一般則様式第40又は液石則様式第39)

イ 指定完成検査機関において受検した場合(一般則様式第41又は液石則様式第40)

(2) 保安検査証の写し

7 製造施設休止届(第一種製造者：法第35条第1項、一般則第79条、液石則第77条)

○ 届出について

特定施設の使用を休止したときは、その旨の届出が必要です。

なお、使用を再開しようとするときは、保安検査の受検が必要となる場合があります。

◇ 必要書類

(1) 高圧ガス製造施設休止届書(一般則様式第37の2又は液石則様式第36の2)

(2) 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面

(3) 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した図面

(4) 処理量一覧

(5) 休止する施設の機器リスト

<第4章 高圧ガスの消費関係>

1 特定高圧ガス消費届(法第24条の2)

○ 届出について

特定高圧ガスを消費する者は、事業所ごとに消費開始の20日前までに届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 特定高圧ガス消費届書(一般則様式第29又は液石則様式第28)
 - (2) 特定高圧ガス消費施設等明細書(参考様式第7号)
 - ア 消費の目的、消費する高圧ガス名及び消費の方法
 - イ 貯蔵設備の貯蔵能力(計算書を添付すること。)
 - ウ 消費設備等の性能等
 - (3) 法第24条の3に適合していることを示す図面及び図書等
 - ア 技術基準適合表
 - イ 事業所案内図(保安距離が敷地外に及ぶ場合は、保安物件の状況及び保安距離も記載すること。)
 - ウ 事業所全体平面図(事業所の敷地境界、出入口及び警戒標の掲示位置を記載すること。)
 - エ 消費施設の配置図※1
 - オ フローシート又は配管図※2
 - カ 機器等の一覧表
 - キ 弁類一覧表
 - ク 配管一覧表
 - ケ 単体機器構造図
 - コ 貯蔵設備等の強度計算書※3
 - サ 保安設備等の仕様書又は計算書※4
 - シ 消費設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面(鉄筋の配置図及びコンクリートの圧縮強度等)
 - ス 移設等に係る高圧ガス設備の使用経歴及び保管状態の記録(該当設備がある場合のみ)
 - セ 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項(特定設備にあっては特定設備検査合格証、指定設備にあっては指定設備認定証、大臣認定品にあっては認定試験者試験等成績書)の写し
- ※ 届出時に添付ができない書類(耐圧及び気密試験記録、肉厚測定記録、各機器の作動試験記録等)は、事業所の責任のもと、アの書類と一緒に保管すること。

(カ～ク)

特定設備、指定設備及び大臣認定品の使用の有無を明記すること。(参考様式例第2-1～2-13号 機器リスト)

※1 第一種・第二種設備距離及び火気との距離、ローリー停止位置、安全弁放出管並びにその開口部の位置等が記載されている図面

※2 以下の内容が記載されている図面

(1) 機器、配管、安全弁、弁類、圧力計、温度計、自動制御方法及び除害設備等の区分や名称等が記載されている図面

(2) 設計温度、設計圧力、常用温度、常用圧力、流体名及び流体方向が記載されている図面(温度・圧力等の区分を色分け等により明記すること。)

※3 機器、配管、安全弁、弁類、液面計、流量計及び継手等の強度計算書(特定設備、指定設備及び大臣認定品については、設計圧力及び設計温度等を機器等の一覧表から確認できるものは除く。)

※4 除害設備、防消火設備及び散水設備の能力並びにガス漏洩検知警報設備、緊急遮断弁、自動制御装置のシーケンス及び作動設定値並びに安全弁放出面積、防液堤容量及び電気設備の防爆性能等の仕様書又は計算書

2 特定高圧ガス取扱主任者選解任届(法第28条第3項)

○ 届出について

特定高圧ガス取扱主任者を選任又は解任したときは、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 特定高圧ガス取扱主任者届書(一般則様式第36又は液石則様式第35)
- (2) 選任者の経歴書(参考様式第3号)
- (3) 選任される者の資格免状の写し

3 特定高圧ガス消費施設変更届(法第24条の4第1項)

○ 届出について

特定高圧ガス消費者は、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費をする特定高圧ガスの種類もしくは消費の方法を変更しようとすることは、あらかじめ届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 特定高圧ガス消費施設等変更届書(一般則様式第30又は液石則様式第29)
- (2) 特定高圧ガス消費施設等変更明細書(参考様式第8号)
 - ア 変更の目的
 - イ 消費する高圧ガス名及び貯蔵能力
 - ウ 消費設備等の性能等
- (3) 変更部分について法第24条の3の技術上の基準に適合していることを示す図面及び図書等(変更のあった部分については、変更前及び変更後のものを添付すること。)
 - ア 技術基準適合表(変更がない部分には、その旨を記載すること。)

イ その他変更内容に応じて、「第4章 1 特定高压ガス消費届(3)イ～セ」に記載の書類

4 特定高压ガス消費者承継届(法第24条の2条第2項)

○ 届出について

特定高压ガス消費者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨の届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 特定高压ガス消費者承継届書(一般則様式第29の2又は液石則様式第28の2)
- (2) 承継の事実を証する書面(写しの提出でも可)

ア 合併又は分割の場合

合併若しくは分割契約書又は登記事項証明書等、合併又は分割の事実を証明する書面

イ 相続の場合

相続人の同意書(相続人が2人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に関する全員の同意書が必要)及び被承継者の戸籍謄本

ウ 事業譲渡の場合

譲渡契約書等、譲渡の事実を証明する書面

5 特定高压ガス消費廃止届(法第24条の4第2項)

○ 届出について

特定高压ガスの消費を廃止したときは、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 特定高压ガス消費廃止届書(一般則様式第31又は液石則様式第30)
- (2) 特定高压ガス消費届書の写し

<第5章 高圧ガスの販売関係>

1 高圧ガス販売事業届(法第20条の4)

○ 届出について

高圧ガスの販売事業を営もうとする者は、販売所ごとに、事業開始する20日前までに届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス販売事業届書(一般則様式第21又は液石則様式第21)
- (2) 販売計画書(参考様式第9号)
- (3) 販売所の案内図
- (4) 販売先保安台帳の様式(参考様式第10-1~10-3号)
- (5) 容器授受記録簿の様式(参考様式第11号)
- (6) 周知文書の文例(周知文書が必要な高圧ガスを販売する場合のみ)
- (7) 300m³未満の高圧ガスを貯蔵する場合における容器置場に関する図面等

2 高圧ガス販売主任者届(法第28条第3項)

○ 届出について

一般則第72条第1項又は液石則第70条第1項で指定されたガスを販売する事業者が高圧ガス販売主任者を選任又は解任したときは、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス販売主任者届書(一般則様式第35又は液石則様式第34)
- (2) 選任者の経歴書(参考様式第3号)
- (3) 選任される者の資格免状の写し

3 販売に係る高圧ガスの種類変更届(法第20条の7)

○ 届出について

高圧ガス販売事業者が、販売する高圧ガスの種類を変更したときは、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 販売に係る高圧ガスの種類の変更届書(一般則様式第22)
- (2) 販売計画書(参考様式第9号)

4 高圧ガス販売事業承継届(法第20条の4の2)

○ 届出について

高圧ガスの販売事業を承継したときは、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス販売事業承継届書(一般則様式第 21 の 2 又は液石則様式第 21 の 2)
- (2) 承継の事実を証する書面(写しの提出でも可)
 - ア 合併又は分割の場合
 - 合併若しくは分割契約書又は登記事項証明書等、合併又は分割の事実を証明する書面
 - イ 相続の場合
 - 相続人の同意書(相続人が 2 人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に関わる全員の同意書が必要)及び被承継者の戸籍謄本
 - ウ 事業譲渡の場合
 - 譲渡契約書等、譲渡の事実を証明する書面

5 高圧ガス販売事業廃止届(法第 21 条第 5 項)

- 届出について
 - 高圧ガス販売事業者が、高圧ガスの販売事業を廃止したときは、遅滞なく届出が必要となります。
 - ◇ 必要書類
 - (1) 高圧ガス販売事業廃止届書(一般則様式第 26 又は液石則様式第 25)
 - (2) 高圧ガス販売事業届書の写し
- ※ 平成 9 年 3 月 31 日以前に販売営業の許可を受けた者は、販売営業許可証の原本又は写し(平成 9 年 3 月 31 日までは、許可制であったため)

<第6章 高圧ガス容器関係>

1 特別充填許可申請(法第48条第5項)

○ 申請について

法第48条第1項、第2項及び第4項の規定によらずに高圧ガスを容器に充填する場合は、市長の許可が必要となります。

なお、当該許可で特別充填が認められるのは、保税扱いの高圧ガス容器等の一定の容器への充填に限られます。

◇ 必要書類

- (1) 特別充填許可申請書(容器則様式第4又は国際容器則様式則第1)
- (2) 特別充填を行う容器に応じて次のア、イ又はウに記載の書類
 - ア 保税扱いの高圧ガス容器及び高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の場合
 - (ア) 申請理由書
 - (イ) 容器の安全性に関する意見書
 - (ウ) 充填依頼書の写し
 - (エ) 容器再検査等による検査成績書(個別許可申請時のみ)
 - (オ) 容器明細書(個別許可申請時のみ)
 - (カ) 充填容器の種類及び充填予定数量を記載した書面(包括許可申請時のみ)
 - (キ) 月例報告書の様式(包括許可申請時のみ)
 - イ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の場合
「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る特別充填について(平成30年2月28日 20180223 保局第2号)」に示された内容が確認できる書類
 - ウ 自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器の場合
「自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について(内規)(令和2年10月19日 20201013 保局第1号)」に示された内容が確認できる書類

2 特別充填包括許可に係る特別充填報告(法第48条第5項)

○ 報告について

「第6章 1 特別充填許可申請(2)ア」の容器への特別充填許可申請で包括許可を受けた場合は、一箇月経過ごとに遅滞なく報告が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 特別充填報告書
- (2) 特別充填日誌
- (3) 容器の種類及び充填数量の一覧
- (4) 外国貨物の仮陸揚げ届等の写し(保税容器に充填する場合のみ)
- (5) 容器(再)検査成績書の写し

3 高圧ガスの種類又は圧力変更申請(法第54条第1項)

○ 申請について

容器の所有者は、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、刻印等をすべきことを申請する必要があります。

◇ 必要書類

- (1) 高圧ガスの種類又は圧力変更申請書(容器則様式第2)
- (2) 変更内容明細書(参考様式第12号)
- (3) 容器の性能に関する資料(参考様式第13号)
- (4) 容器再検査成績書
- (5) 必要に応じて、容器則第7条の規格に適合することを証する書類(容器の刻印の拓本又は写真及び再検査成績書等)

<第7章 容器検査所関係>

1 容器検査所登録申請(法第49条第1項)

○ 申請について

容器再検査又は附属品再検査の業務を開始するときは、容器検査所の登録が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 容器検査所登録申請書(容器則様式第5又は国際容器則様式第2)
- (2) 検査設備明細書(容器則第33条及び容器細目告示第31条に対応した設備の明細)
- (3) 刻印又は証票の写し
- (4) 容器再検査工程(手順)表
- (5) 事業所案内図及び事業所平面図
- (6) 検査設備の図面及び配置図
- (7) 容器再検査組織図(容器検査主任者についても記載すること。)

2 検査主任者届(法第52条第2項)

○ 届出について

容器検査所の登録を受けた者が、検査主任者を選任又は解任したときは、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 検査主任者届書(容器則様式第8又は国際容器則様式第5)
- (2) 容器則第34条(国際容器則第25条)に規定する知識経験若しくは資格を有する者の経歴書(参考様式第3号)又は高圧ガス製造保安責任者免状の写し(解任される者については不要)

3 容器検査所登録更新申請(法第50条第3項)

○ 申請について

容器検査所の登録は、5年ごとに更新を受ける必要があります。

◇ 必要書類

- (1) 容器検査所登録更新申請書(容器則様式第6又は国際容器則様式第3)
- (2) 検査所設備の明細書(容器則第33条及び容器細目告示第31条に対応した設備の明細)
- (3) 刻印又は証票の写し
- (4) 容器再検査工程(手順)表
- (5) 事業所案内図及び事業所平面図
- (6) 検査設備の図面及び配置図

(7) 容器再検査組織図(容器検査主任者についても記載すること。)

※ 旧登録票は、登録期限が経過後に返納が必要です(「第7章 4 容器検査所登録票の返納」参照)。

4 容器検査所登録票の返納(容器則第32条第2項及び国際容器則第2項)

○ 届出について

容器検査所登録票の交付を受けてから5年を経過したとき、容器再検査の業務を廃止したとき又は法第53条の規定によりその登録を取り消されたときは、遅滞なく、容器検査所登録票の返納が必要となります。

◇ 必要書類

容器検査所登録票の原本

5 容器検査所廃止届(法第56条の2)

○ 届出について

容器検査所の登録を受けた者が、容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止したときは、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

容器検査所廃止届書(容器則様式第9又は国際容器則様式第6)

※ 容器検査所登録票の返納も必要です(「第7章 4 容器検査所登録票の返納」参照)。

<第8章 その他>

1 高圧ガス充填届

(一般則第8条第2項第1号リ、第8条の2第2項第2号ヘ、第12条第2項第6号(一般則第11条第1項第6号、第7号、第12条の3第2項第1号で準用する場合を含む。))

○ 届出について

移動式製造設備又は移動式圧縮水素スタンドから車両に固定された容器(当該車両の燃料の用のみに供する高圧ガスを充填するためのものに限る。)に高圧ガスの充填をするときは、あらかじめ市長に届け出た場所において実施する必要があります(第一種製造者の事業所内を除く。)。

なお、届出内容に変更が生じた場合又は当該充填行為を廃止したときは、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス充填届書(要綱様式第36号)
- (2) 充填計画書(参考様式第14号)
 - ア 充填の目的
 - イ 充填計画
 - ウ 充填に使用する製造設備の性能及び本拠の所在地
 - エ 移動に係る有資格者の氏名及び資格名
 - オ 緊急時の連絡先一覧表及び緊急時の対応計画
 - カ 本届出に係る担当者氏名、所属及び連絡先
- (3) 充填場所の周辺図
- (4) 充填場所の平面図及び配置図
- (5) 移動式製造設備又は移動式圧縮水素スタンドに係る書面
 - ア 設置許可書又は製造事業届の写し
 - イ 設備の概観を示す図面、フローシート等の図面

2 独立した高圧ガス製造設備等の撤去等の報告

○ 報告について

第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者又は占有者及び特定高圧ガス消費者が、独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去等の工事をしようとするときは、「高圧ガス軽微変更報告書(要綱様式第37号)」により報告してください。

◇ 必要書類

- (1) 高圧ガス軽微変更報告書(要綱様式第37号)

(2) 撤去する設備の明細書

ア 変更の内容

イ 処理量、貯蔵量、貯蔵能力又は容器置場の一覧

(3) 撤去する製造設備、貯蔵設備又は容器置場の範囲及び位置等を示した図面類

ア 事業所平面図

イ 製造設備、貯蔵設備又は容器置場の配置図

ウ 変更前後の工程図(フローシート)

3 高圧ガス関係変更届(法人の名称の変更時等)

○ 届出について

次の事項等に変更があったときは、「高圧ガス関係変更届書(要綱様式第40号)」により届出をして下さい。

(1) 法人の名称変更

(2) 法人の代表者変更

(3) 事業所名称(商号を含む。)の変更((1)に掲げる場合を除く。)

(4) 事務所(本社)所在地(販売所所在地を除く。)の変更

(5) 第二種貯蔵所の所有者又は占有者の変更

(6) 貯蔵所における高圧ガスの貯蔵量の増加若しくは減少及び貯蔵する高圧ガスの種類の変更(法第19条第1項、第2項又は第4項の規定による申請等を行ったものを除く。)

(7) 高圧ガス販売事業者の販売する高圧ガスの変更(法第20条の7に基づく届出が不要な場合に限る。)若しくは容器置場の設置又は廃止

◇ 必要書類

(1) 高圧ガス関係変更届書(要綱様式第40号)

(2) 変更事項を証明する書面

ア 案内状、プレスリリース、履歴事項全部証明等((1)、(2)、(3)、(4)の場合)

イ 譲渡契約書等の譲渡又は引渡しの事実を証する書面((5)の場合)

ウ ガスの種類や貯蔵量変更に関する新旧対照表等((6)の場合)

エ 販売計画書又は容器置場の位置を示す資料((7)の場合)

4 証明願(許可及び届出等の事実の証明)

○ 証明について

横浜市が所管する法に規定する許可、届出、登録並びに完成検査及び保安検査の実施等の事実について、証明願により証明を受けることができます。

◇ 必要書類

証明願(要綱様式第38号)

5 許可申請等取下届(許可申請等の取り下げ時)

○ 届出について

許可申請等を取り下げる場合は、「許可申請等取下届書(要綱様式第41号)」により届出をして下さい。

◇ 必要書類

- (1) 許可申請等取下届書(要綱様式第41号)
- (2) 取り下げる事項等の詳細を記載した書面

6 事故届(高圧ガスの事故発生時)

○ 届出について

法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い、消費及び廃棄並びに容器の取扱中に災害が発生したときや、容器を喪失し、又は盗まれたときは、遅滞なく届出が必要となります。

◇ 必要書類

- (1) 事故届書(一般則様式第58又は液石則様式第57)
- (2) 高圧ガス事故等調査報告書(高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領(平成30年3月30日20180328保局第2号)に定める様式1とします。)
- (3) 発災した施設の平面図、機器配置図及びフローシート等
- (4) その他、必要に応じて事故概要を説明する資料